医療ネグレクトにおける親権の制限

- 親権の一時的制限制度の導入を契機として-

○ 福岡教育大学 保条 成宏 (6046)

キーワード:医療ネグレクト 親権 一時的制限

1. 研究目的

従来、親権者が子の傷病の治癒に不可欠な治療行為を不同意として拒否する「医療ネグレクト」への法的な対応手段としては、主に家庭裁判所による親権喪失宣告(民法 834 条、児童福祉法 33 条の 7) が念頭に置かれてきた。もっとも、親権喪失制度については、親権の全面的で無期限の剥奪という峻烈な法的効果を伴うため、審判申し立て権者である親族や児童相談所長、さらには審判を担当する裁判所も、その発動に躊躇を覚えてきた。そこで、裁判実務では、親権喪失を本案とする審判前の保全処分として、親権者の職務執行の停止及び職務代行者の選任(家事審判法 15 条の 3、家事審判規則第 74 条) を行ったうえで、職務代行者の同意に基づいて必要な治療行為が実施された後に本案の申立てを取り下げるという運用が定着してきた。しかし、このように親権喪失制度を本来の目的とは異なる一時的な親権制限の目的で半ば脱法的に利用することには、看過し得ない問題があった。こうした法状況のなか、2011 年における民法の親権関係規定改正により、治療行為に必要と見込まれる期間に限り親権への限定的な制限を加えることを可能にするものとして、親権の一時的制限制度(民法 834 条の 2) が新設された。本研究は、このような親権制限制度の導入をめぐる立法論的検討を通じて、医療ネグレクトへの法的対応のあり方について若干の考察を行うことを目的とする。

2. 研究の視点および方法

立法論的な視点から、親権の一時的制限制度の新設をめぐる法制審議会での議論に着目した。一時的制限制度に加えて、子の身上監護および財産管理に関する親権の一部についての喪失または一時的制限を可能とする一部制限制度を新設するかにつき、法制審議会では、【甲1案】現行の管理権の喪失制度(835条)のみとする、【甲2案】管理権の一時的制限制度のみを設ける、【乙1案】現行の管理権の喪失制度のほかに監護権の一時的制限制度を設ける、【乙2案】監護権の一時的制限制度および管理権の一時的制限制度を設ける、【丙案】親権の一部(事案ごとの必要性に応じて個別に特定される一部)についての喪失制度及び一時的制限制度を設ける、の5案が存在した。本研究では、最終的に甲1案が採択された結果として、親権の一時的制限制度のみが新設され、その一部制限制度の新規導入が見送られた点について、検討を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、法務省ホームページに公表されている法制審議会関係資料などの原典に依拠 しつつ自説を展開するものであり、その過程では「一般社団法人日本社会福祉学会 研究

倫理指針」を遵守した。

4. 研究結果

親権の一時的制限制度は、たとえ医療ネグレクトに限定した法的対応に目的を限定するにしても、一時的にせよ親権を全面的に停止することにより対象となる親への過度の干渉になるうえ、親権停止中に選任される未成年後見人に対しても、医療以外の監護上および財産管理上の事務を処理するうえでの過重な負担を強いることにもなる。したがって、医療ネグレクト事案の解決のための必要最小限の手段としては、親権の一部制限制度を新設すべきであり、さらにいえば、親が子への治療行為について決定する権利が民法820条の監護権に根拠を見出すことから、上記5案のうちでは、親権を構成する監護権それ自体にさらに部分的制限を加えることを認める丙案を採用するべきであったといえる。

この丙案に対しては、法制審議会の審議のなかで、親権を停止する部分を事案ごとの必要性に応じて特定するとなると、司法インフラの制約とも相俟って実務上過大な負担が生じるといった反対意見が寄せられた。しかし、丙案を支持する立場からは、個別の案件に応じて柔軟できめ細かな解決を図る必要性も指摘されており、とりわけ医療ネグレクト事案の個別性や複雑性に照らせば、今後の課題として——司法インフラの整備・拡充の問題をも視野に入れつつ——監護権それ自体の一部的かつ一時的制限をも可能にする丙案の方向性を追求し続ける必要があるように思われる。

5. 考察

今回の法制審議会議論では、さらに実質的に親権の一部を一時的に制限する法律効果を 有しうる「同意に代わる許可の制度」の導入が検討されており、丙案をさらに発展させた ものとして注目に値する。これに類する制度として、例えばドイツ民法には裁判所が親権 者の「意思表示」(Erklärungen)を代行できるとする規定(1666 条3項)があり、この「意 思表示」には子のための治療行為への同意も含まれると解されている。このように裁判所 が子どもの医療に対して代行同意ないし許可を行うことには、上記丙案に基づく監護権の 一部に対する一時的制限と比較しても、(1) 監護権の被制限部分について未成年後見人を選 任する必要がないため、その候補者を確保する困難や煩雑さを回避でき、また被選任者に 子どもの生死にも関わりうる重大な決定を強いることもない、(2) 丙案においては審判時点 で監護権の被制限範囲を具体的に画定することには一定の困難が避けがたく生じてくるの に対して、裁判所が個別具体的に必要とされる治療行為に対して代行同意あるいは許可を 行えば、その都度いわば反射効として監護権の一部制限が弾力的になされることになるた め、案件の個別性や複雑性に応じてよりきめ細かな対応が可能になる、といった利点があ る。したがって、このような裁判所による代行同意ないし許可の制度については、少なく とも丙案の延長線上に位置づけてその導入を――脆弱な司法インフラをいかにして強化し、 どのように家庭裁判所の後見的機能の賦活を図るべきかという課題にも正対しつつ――検 討していく価値があるように思われる。